

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程を公布する。

平成24年12月28日

大阪広域水道企業団

企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第24号

大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規程

第1条 大阪広域水道企業団職員就業規則（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（年次休暇） 第21条 （略） 2—5 （略） <u>6 前項の規定により繰り越された年次休暇と、第1項の規定により付与された年次休暇のいずれも与えることができる場合には、第1項の規定により付与された年次休暇から与えるものとする。</u> <u>7・8</u> （略） （特別休暇） 第25条 （略） (1)―(18) （略） (19) 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年につき <u>2 日</u> (当該子を2人以上養育する職員にあっては、<u>3 日</u>) 以内で必要と認める日又は時間 (20) 第16条第5項に規定する被介護人の介護その他の別に定める世話を行う職員が当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年につき <u>2 日</u> (当該被介護人が2人以上の場合にあっては、<u>3 日</u>) 以内で必要と認める日又は時間 (21)―(23) （略） 2・3 （略）	（年次休暇） 第21条 （略） 2—5 （略） <u>6・7</u> （略） （特別休暇） 第25条 （略） (1)―(18) （略） (19) 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年につき <u>5 日</u> (当該子を2人以上養育する職員にあっては、<u>10 日</u>) 以内で必要と認める日又は時間 (20) 第16条第5項に規定する被介護人の介護その他の別に定める世話を行う職員が当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 暦年につき <u>5 日</u> (当該被介護人が2人以上の場合にあっては、<u>10 日</u>) 以内で必要と認める日又は時間 (21)―(23) （略） 2・3 （略）

第2条 大阪広域水道企業団職員就業規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(年次休暇) 第21条 職員は、1の<u>年度</u>（<u>4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。</u>）につき、20日の年次休暇を受けることができる。ただし、次の各号に掲げる職員のその<u>年度</u>の年次休暇の日数は、それぞれ当該各号に定める日数とする。 (1)―(3) (略) 2―4 (略) 5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、第1項第3号の規定により得られた同号アからエのいずれかの日数）を限度として、当該<u>年度</u>の<u>翌年度</u>に繰り越すことができる。ただし、次条により年次休暇の日数を変更した場合であつて、当該<u>年度</u>の<u>翌年度</u>の初日に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されないときは、同条の規定により得られた日数を超えない範囲内の残日数を限度とし、同条第1項各号に掲げる場合であつて、当該<u>年度</u>の<u>翌年度</u>の初日に勤務形態が変更されるときは、別に定める日数を限度とする。 6 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）第2条に規定する事由に該当し休職にされ復帰した職員その他別に定める職員のその<u>年度</u>の年次休暇の日数は、別に定める。 (付与された年次休暇日数の変更) 第22条 次の各号に掲げる場合において、勤務形態が当該<u>年度</u>の初日（当該<u>年度</u>の初日後に新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。）後に変更されるとき（当該<u>年度</u>の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。）の当該変更の日以後における職員の第21条第1項に規定する年次休暇の日数（以下この条において「付与日数」という。）は、付与日数又は当該変更の前日における年次休暇の残日数（以下この条及び次条において「残日数」という。）のいずれか少ない日数（以下「付与残日数」という。）とする。	(年次休暇) 第21条 職員は、1の<u>年</u>につき、20日の年次休暇を受けることができる。ただし、次の各号に掲げる職員のその<u>年</u>の年次休暇の日数は、それぞれ当該各号に定める日数とする。 (1)―(3) (略) 2―4 (略) 5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、第1項第3号の規定により得られた同号アからエのいずれかの日数）を限度として、当該<u>年</u>の<u>翌年</u>に繰り越すことができる。ただし、次条により年次休暇の日数を変更した場合であつて、当該<u>年</u>の<u>翌年</u>の初日に1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されないときは、同条の規定により得られた日数を超えない範囲内の残日数を限度とし、同条第1項各号に掲げる場合であつて、当該<u>年</u>の<u>翌年</u>の初日に勤務形態が変更されるときは、別に定める日数を限度とする。 6 <u>前項について、繰り越された年次休暇とその後付与された年次休暇のいずれも与えることができる場合には、その後付与された年次休暇から与えるものとする。</u> 7 大阪広域水道企業団職員の分限に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第12号）第2条に規定する事由に該当し休職にされ復帰した職員その他別に定める職員のその<u>年</u>の年次休暇の日数は、別に定める。 8 削除 (付与された年次休暇日数の変更) 第22条 次の各号に掲げる場合において、勤務形態が当該<u>年</u>の初日（当該<u>年</u>の初日後に新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。）後に変更されるとき（当該<u>年</u>の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。）の当該変更の日以後における職員の第21条第1項に規定する年次休暇の日数（以下この条において「付与日数」という。）は、付与日数又は当該変更の前日における年次休暇の残日数（以下この条及び次条において「残日数」という。）のいずれか少ない日数（以下「付与残日数」という。）とする。

数」という。)に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(付与残日数未満のときは、付与残日数とする。以下「変更後付与日数」という。)とする。

(1)一(3) (略)

- 2 前項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき(当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。)の当該変更の日以後における職員の付与日数は、変更後付与日数(当該年度においてこの項を適用した場合は、当該変更の直前の変更時にこの項の規定により得られた日数とする。以下同じ。)又は残日数のいずれか少ない日数(以下「変更後付与残日数」という。)に別表第3の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(変更後付与残日数未満のときは、変更後付与残日数とする。)とする。

3 (略)

(繰り越された年次休暇日数の変更)

第23条 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき(当該年度の前年度の初日(当該年度の前年度の初日から当該年度の初日の前日までに新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。)後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。)の当該変更の日以後における職員の第21条第5項の規定により繰り越された年次休暇の日数(以下「繰越日数」という。)は、残日数から付与残日数を減じて得た日数(以下「繰越残日数」という。)に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。)とする。

- 2 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき(当該年度の前年度の初日から当該年度の初日の前日までに当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。)の当該変更の日以後における職員の繰越日数は、繰越残日数に別表第3の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。)とする。

3 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年度の初日後に変更されるとき(当該年度の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。)の当該変更の日以後における職員の繰越日数

いう。)に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(付与残日数未満のときは、付与残日数とする。以下「変更後付与日数」という。)とする。

(1)一(3) (略)

- 2 前項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき(当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。)の当該変更の日以後における職員の付与日数は、変更後付与日数(当該年においてこの項を適用した場合は、当該変更の直前の変更時にこの項の規定により得られた日数とする。以下同じ。)又は残日数のいずれか少ない日数(以下「変更後付与残日数」という。)に別表第3の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(変更後付与残日数未満のときは、変更後付与残日数とする。)とする。

3 (略)

(繰り越された年次休暇日数の変更)

第23条 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき(当該年の前年の初日(当該年の前年の初日から当該年の初日の前日までに新たに職員となった者は、新たに職員となった日とする。以下同じ。)後に当該変更前の勤務形態を始めたときを除く。)の当該変更の日以後における職員の第21条第5項の規定により繰り越された年次休暇の日数(以下「繰越日数」という。)は、残日数から付与残日数を減じて得た日数(以下「繰越残日数」という。)に別表第2の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。)とする。

- 2 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき(当該年の前年の初日から当該年の初日の前日までに当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。)の当該変更の日以後における職員の繰越日数は、繰越残日数に別表第3の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数(繰越残日数未満のときは、繰越残日数とする。)とする。

3 前条第1項各号に掲げる場合において、勤務形態が当該年の初日後に変更されるとき(当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときに限る。)の当該変更の日以後における職員の繰越日数は、

は、残日数から変更後付与残日数を減じて得た日数（以下「変更後繰越残日数」という。）別表第3の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（変更後繰越残日数未満のときは、変更後繰越残日数とする。）とする。

4 （略）

（特別休暇）

第25条 （略）

(1)一(18) （略）

(19) 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度につき 5日(当該子を2人以上養育する職員にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間

(20) 第16条第5項に規定する被介護人の介護その他の別に定める世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度につき 5日(当該被介護人が2人以上の場合にあっては、10日)以内で必要と認める日又は時間

(21)一(23) （略）

2・3 （略）

別表第1（第21条関係）

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日数	20日	18日	16日	15日	13日	11日	10日	8日	6日	5日	3日	1日

別表第3（第22条、第23条関係）

区分	(略)
当該 <u>年度</u> において付与日数が最大となるとき(以下「最大となるとき」という。)において斉一勤務型職員が斉一勤務型に変更される場合	(略)
(略)	(略)

備考

1 第23条第2項を適用する場合にあっては、この表中「当該年度」とあるのは「当該年度の前年度」と読み替えるものとする。

2 第23条第3項を適用する場合にあっては、この表中「当該年度」とあるのは「当該年度の前年度又は当該年度」

残日数から変更後付与残日数を減じて得た日数（以下「変更後繰越残日数」という。）別表第3の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た日数（変更後繰越残日数未満のときは、変更後繰越残日数とする。）とする。

4 （略）

（特別休暇）

第25条 （略）

(1)一(18) （略）

(19) 中学校就学の始期に達しない子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が当該子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして別に定める当該子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年につき 2日(当該子を2人以上養育する職員にあっては、3日)以内で必要と認める日又は時間

(20) 第16条第5項に規定する被介護人の介護その他の別に定める世話をを行う職員が当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1暦年につき 2日(当該被介護人が2人以上の場合にあっては、3日)以内で必要と認める日又は時間

(21)一(23) （略）

2・3 （略）

別表第1（第21条関係）

採用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
日数	20日	18日	16日	15日	13日	11日	10日	8日	6日	5日	3日	1日

別表第3（第22条、第23条関係）

区分	(略)
当該 <u>年</u> において付与日数が最大となるとき(以下「最大となるとき」という。)において斉一勤務型職員が斉一勤務型に変更される場合	(略)
(略)	(略)

備考

1 第23条第2項を適用する場合にあっては、この表中「当該年」とあるのは「当該年の前年」と読み替えるものとする。

2 第23条第3項を適用する場合にあっては、この表中「当該年」とあるのは「当該年の前年又は当該年」と読み替

と読み替えるものとする。 3 (略)	えるものとする。 3 (略)
-----------------------	-------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員に付与された年次休暇のうち、平成24年1月1日に付与された年次休暇は、第2条の規定による改正後の大阪広域水道企業団職員就業規則（以下「改正後規則」という。）第21条第5項の規定にかかわらず、施行日以後に繰り越すことができる。
- 3 施行日の前日において職員に付与された年次休暇のうち、平成25年1月1日に付与された年次休暇は、改正後規則第21条第5項の規定にかかわらず、施行日以後に繰り越すことはできない。